

令和7年度全国高等学校総合体育大会 安来市実行委員会の設立について（案）

設立趣旨

世界情勢が複雑化する中で、人口減少・少子高齢化の進行や産業構造の変化などにより、人々の価値観や生活様式が大きく変化しています。しかし、どのような時代においても、スポーツは常に人々に感動と勇気を与え、多くの人々の心をひとつに結びつける力を持っています。このようなスポーツの力は地域社会の活性化など、様々な視点からますます重要性を増しています。

次年度、中国地区で開催される全国高等学校総合体育大会は、教育活動の一環として高等学校（中等教育学校後期課程を含む）の生徒に広くスポーツ実践の機会を提供し、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的としています。

安来市におけるフェンシング競技大会の開催は、本市におけるスポーツ振興に加えて、選手たちの真剣な姿勢は子どもたちの「どんな時代でも夢に挑戦する力」を養うことに貢献します。また、高校生最大のスポーツの祭典に相応しい大会を目指し、市民や関係団体、行政などが一体となって取り組むことで、相互の連帯感や郷土意識が高まり、安来市が「人が集い、未来を拓く、ものづくりと文化のまち」としての魅力をより広く伝えることが期待されます。

大会の成功に向けて、多くの関係者のご支援・ご協力を得ながら、開催準備及び大会運営に万全を期すため、「令和7年度全国高等学校総合体育大会安来市実行委員会」を設立します。

令和7年度全国高等学校総合体育大会 安来市実行委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、令和7年度全国高等学校総合体育大会安来市実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会は、安来市において開催される令和7年度全国高等学校総合体育大会において、安来市で開催される競技種目別大会（以下「競技会」という。）の開催に関し、準備及び運営に必要な事業を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）競技会の運営に必要な総合企画に関すること。
- （2）競技運営及び競技種目別開・閉会式に関すること。
- （3）全国高等学校体育連盟、令和7年度全国高等学校総合体育大会島根県実行委員会、その他関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- （4）競技会に必要な施設等の整備に関すること。
- （5）競技会に必要な広報活動及び報道に関すること。
- （6）競技会に必要な衛生、輸送、警備に関すること。
- （7）そのほか、競技会の開催に必要な事項に関すること。

第2章 組織

（委員）

第4条 本会の委員は、次に掲げるもののうちから会長が委嘱する。

- （1）島根県高等学校体育連盟、関係競技団体及び関係機関団体の代表者又は役職にある者
- （2）安来市及び安来市教育委員会の職員
- （3）前2号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長若干名
- (3) 監事2名

(役員を選任)

第6条 会長は、安来市長をもって充てる。

- 2 副会長及び監事は、委員のうちから互選により選出し、総会の同意を得て、会長が任命する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。
- 3 監事は、本会の会計を監査する。

(任期等)

第8条 役員及び委員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱の時から本会の目的が達成され解散するときまでとする。ただし、委員等が委嘱の時におけるそれぞれの所属機関及び団体の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その役職の後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により、委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

第3章 総会

(総会)

第9条 総会は、会長、副会長、委員及び監事をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 競技大会の開催及び運営の基本方針等に関すること。
 - (3) 事業計画及び予算に関すること。
 - (4) 事業報告及び決算に関すること。
 - (5) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

- 第10条 会長は、緊急その他やむを得ない事由があるとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

（事務局）

- 第11条 本会の事務を処理するため、安来市地域振興課に事務局を置く。
- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

（経費）

- 第12条 本会の経費は、補助金、負担金及びその他の収入をもって充てる。

（会計年度等）

- 第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 2 本会の会計に関し必要な事項は、安来市会計規則等に準ずるものとする。

第7章 解散

（解散）

- 第14条 本会は、その目的が達成されたときに解散する。

（残余財産の帰属）

- 第15条 本会が解散した場合において、その残余財産は安来市に帰属するものとする。

第8章 補則

(会長への委任)

第16条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この会則は、令和6年7月5日から施行する。

(経過措置)

2 本会の設立当初の会計年度は、第13条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行日から始まり、令和7年3月31日までとし、本会の解散の日が属する会計年度は4月1日から解散の日までとする。

令和7年度全国高等学校総合体育大会 安来市実行委員会委員(案)

(順不同・敬称略)

	区分	所属団体	役職名	氏名
1	会長	安来市長		田中 武夫
2	委員	安来市議会	議長	永田 巳好
3		安来市教育委員会	教育長	秦 誠司
4		島根県高等学校体育連盟フェンシング専門部 (安来高等学校校長)	部長	伊藤 尚史
5		情報科学高等学校	校長	郷原 勝
6		島根県フェンシング協会	副会長	飯橋 由久
7		島根県フェンシング協会	理事長	木村 和彦
8		島根県高等学校体育連盟フェンシング専門部 (安来高等学校フェンシング部顧問)	委員長	渡辺 大介
9		安来市健康福祉部いきいき健康課	課長	原田 進一
10		安来警察署	署長	小谷 祥史
11		安来市消防本部	消防長	平井 稔久
12		一般社団法人 安来市観光協会	会長	飯橋 一春
13		安来商工会議所	専務理事	板持 真澄
14		安来市商工会	会長	藤原 敏孝
15		安来市会計管理者	会計管理者	内田 浩

【事務局】

No	区分	所属・役職名		氏名
1	行政関係	安来市政策推進部 次長 地域振興課高校総体推進室長	事務局長	池上 孝順
2	行政関係	安来市政策推進部地域振興課長	事務局	細田 浩
3	行政関係	地域振興課主査・高校総体推進係長	事務局	山崎 慎也
4	行政関係	地域振興課スポーツ振興係	事務局	永澤 果林
5	競技団体	会場地派遣教員(地域振興課高校総体推進室)	事務局	小松 正道
6	行政関係	地域振興課高校総体推進室	事務局	石橋 真理子